

平成二十年四月十八日受領
答弁第二七五号

内閣衆質一六九第二七五号

平成二十年四月十八日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に
関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域での日本船拿捕事件等についての外務省の対応及び情報開示に関する第三回質問に対する答弁書

一について

事件発生時における御指摘の総領事館の情報収集体制の詳細についてのお尋ねであれば、今後の情報収集等に支障を来すおそれがある等対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

二及び三について

お尋ねの船体の現状については、外務省が行っている情報収集活動により得られた情報の内容を明らかにすることにより、御指摘の総領事館の職員が船体の現状を直接確認するに当たって行っている情報収集活動に関する情報源が明らかになるおそれがある等、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の日の前にも後にもだ捕された船体の引渡しを求める等ロシア側に対し申入れを行っているが、

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、お答えすることは差し控えたい。実際に申入れを行っていることは、先の答弁書（平成二十年三月二十八日内閣衆質一六九第二〇〇号）の九及び十についてで申し入れた日を例示することで既に明確にしている。